6 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

1 タンクの設置場所

危険物を貯蔵し、又は取り扱う簡易タンク(以下この条において「簡易貯蔵タンク」 という。)は、屋外に設置すること。ただし、次の事項すべてに適合する専用室に設置 するときは、この限りでない。

(政令第14条第1号抜粋)

これは、簡易貯蔵タンクの規模、構造から危険物の取扱いがその直近で行われることが通常であるので、その際の可燃性蒸気の漏えい等による危険の排除を目的としている。

1.1 当該専用室の構造は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、引火点が70℃以上の第4類の危険物のみのタンクを設置するタンク専用室にあっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。当該専用室は、屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこと。

(政令第14条第1号イ)

1.2 当該専用室の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

当該専用室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

(政令第14条第1号ロ)

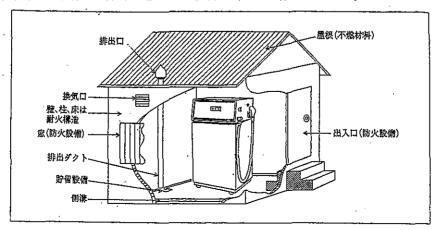
1.3 当該専用室の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

(政令第14条第1号ハ)

1. 4 当該専用室には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び 換気の設備を設けるとともに、引火点が70℃未満の危険物を貯蔵する専用室にあって は、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。

(政令第14条第1号二)

- ※ 屋外において、簡易貯蔵タンクを設置する場所(当該タンクにより危険物を取り扱うことが可能な範囲)の地盤面は、コンクリート等で舗装し、危険物が浸透しない構造にするとともに、その周囲には排水溝及び貯留設備を設けること。また、この地盤面の雨水等を直接外部に排水する場合は、油水分離装置を設けること。
- ※ 簡易貯蔵タンクを屋外に設ける場合は、火気使用場所等から4m以上離すこと。 ただし、防火上有効な塀等を設ける場合は、この限りでない。



2 タンクの設置数

一の簡易タンク貯蔵所に設置する簡易貯蔵タンクは、その数を3以内とし、かつ、 同一品質の危険物の簡易貯蔵タンクを2以上設置しないこと。

(政令第14条第2号)

※ 「同一品質の危険物」とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表第1に掲げられている品名が同一であっても品質が異なるもの(例えば、オクタン価の異なるガソリン等)は、同一品質には該当しない。

3 標識・掲示板

簡易タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に簡易タンク貯蔵所である旨を表示した標識(規則第17条)及び掲示板(規則第18条)を設けること。

<u>(政令第14条第3号)</u>

なお、標識及び掲示板は、別記「標識・掲示板」によること。

4 タンクの固定及び空地

簡易貯蔵タンクは、容易に移動しないように地盤面、架台等に固定するとどもに、 屋外に設置する場合にあっては当該タンクの周囲に1m以上の幅の空地を保有し、専 用室内に設置する場合にあっては当該タンクと専用室の壁との間に 0.5m以上の間隔 を保つこと。

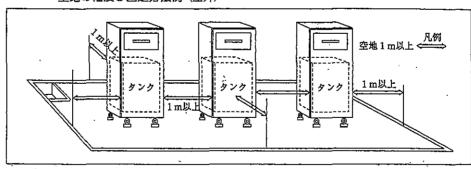
(政令第14条第4号)

※ 簡易貯蔵タンクは、平常時は地盤面、架台等に固定すること。一般に移動可能なようにキャスター等を設けているものが多いが、それは火災等の場合に安全な場所に運ぶためで貯蔵の際に移動させるものでない。

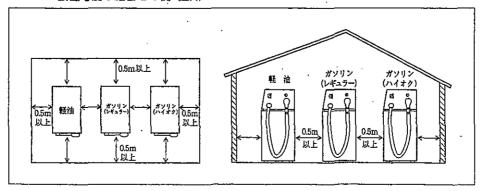
固定方法には、架台、鎖等、車止め等がある。

※ 周囲に空地及び間隔を保有することは、延焼防止、消火活動のためというより、 危険物の取扱い、点検等のためであり、屋内及び屋外でも同様に規定されている。

空地の幅及び固定方法例(屋外)



設置可能な組合せの例(屋内)



- 5 タンクの容量及び構造
- 5.1 簡易貯蔵タンクの容量は、600L以下であること。

(政令第14条第5号)

5.2 簡易貯蔵タンクは、厚さ3.2mm 以上の鋼板で気密に造るとともに70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(政令第14条第6号)

5.3 簡易貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。 _(政令第14条第7号)

6 通気管

簡易タンク貯蔵所には、総務省令(規則第20条)で定めるところにより通気管を設けること。

_(政令第14条第8号)

6.1 第4類の危険物の簡易貯蔵タンクのうち圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、無弁通気管とし、その構造は次のとおりとする。

(規則第20条第4項)

6.1.1 直径は、25mm以上とすること。

(規則第20条第4項第1号)

- 6.1.2 先端の高さは、屋外にあっては、地上1.5m以上とすること。 (規則第20条第4項第2号)
- 6.1.3 先端は、水平より下に 45°以上曲げ、雨水の進入を防ぐ構造とすること。 細目の銅網等による引火防止装置を設けること。ただし、高引火点危険物のみを 100℃ 未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあっては、この限りでない。 (規則第20条第4項第3号)

7 給油設備

簡易貯蔵タンクに給油又は注油のための設備を設ける場合は、漏れるおそれがない 等火災予防上安全な総務省令で定める構造とするとともに、先端に弁を設けた全長5 m以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除 去する装置を設けること。

(政令第14条第1項第9号)

- ※ 簡易貯蔵タンクで自動車用の給油設備(自家用のものに限る)に使用されるものは、給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、一日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として規制する。
- ※ 簡易貯蔵タンクにより給油を主な目的とする場合は、一日の給油量が指定数量未満であっても、簡易タンクの収納危険物量が指定数量以上であるときは、給油取扱所として規制する。簡易貯蔵タンクに給油のための設備を設けた施設については、 貯蔵を主な目的とすれば、貯蔵に伴う行為として、給油業務、詰替業務を行ってよい。
- ※ 簡易貯蔵タンクに設けた給油施設により、自動車等の燃料タンクに直接給油する ことが主な目的である場合は、給油取扱所の簡易タンクであり、詰替え、小分け販 売等の取扱いを主な目的とする場合は、一般取扱所のタンクである。